

国民健康保険 高額療養費 制度の改正について

高額療養費制度とは、病气やけがにより医療機関に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請して認められれば、超えた額が支給される制度(※1)です。平成27年1月診療分から、70歳未満の方の自己負担限度額が、これまでの3区分から5区分に細分化されます。

◆平成26年12月診療分まで

区分	総所得金額等※2	自己負担限度額(月額)	
		3回目まで	4回目以降※3
上位所得	600万円超	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

◆平成27年1月診療分から

区分	総所得金額等※2	自己負担限度額(月額)	
		3回目まで	4回目以降※3
上位所得	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	600万円~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	210万円~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 入院時の食事代や差額ベッド料、保険適用外の診療などは対象外  
 ※2 総所得金額等 = 総所得金額 - 基礎控除(33万円)  
 ※3 過去12カ月間に、同一世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

※70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額は変更ありません。なお、「限度額適用認定証」(限度額適用・標準負担額減額認定証)の提示をすれば、医療機関の窓口での支払いは限度額までとなり、住民税非課税世帯の場合は入院時の食事代も減額されます。交付を受けるには、申請が必要です。

▼問合せ先  
 市民課(内線383)

富山県の最低賃金が改正されました

◆平成26年度に改正された最低賃金は、次の表のとおりです。

最低賃金の種類	時間額	発効日
富山県(地域別)最低賃金	728円	H 26.10.1
改正された特定最低賃金	玉軸受・ころ軸受、他に分類されない汎用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	820円 H 26.11.19
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造最低賃金	760円 H 26.12.11
	百貨店、総合スーパー最低賃金	790円 H 26.11.15

◆地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合は高い方の最低賃金が適用されます。

◆最低賃金の適用を受ける労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければ法違反となります。

詳細については富山労働局ホームページをご確認ください。  
 ▼問合せ先  
 富山労働局賃金室  
 ☎432-2735  
<http://toyama-roudoukyoku.jp>  
<http://site.mhlw.go.jp>

市の指定様式  
 ※詳細を記載した申請要領および市の指定様式は、市のホームページで公開しています。  
 提出方法 持参または郵送  
 ※郵送の場合は2月23日(月)必着。インターネット申請は行っていません。  
 ▼受付・問合せ先  
 財政課(内線263・264)

入札参加資格審査申請書の受付について

平成27・28年度の建設工事、測量・建設コンサルタント、業務委託 物品納入等の入札参加資格審査申請を、次のとおり受け付けます。  
 受付期間 2月2日(月)~27日(金) 午前9時~午後4時30分  
 ※土・日曜日、祝日を除く  
 有効期間 平成27・28年度(平成27年4月1日~平成29年3月31日の2年間)  
 提出書類 左記の入札区分に応じた様式および添付書類をA4縦ファイル(色などは自由)に綴じ、ファイルの表紙・背表紙に会社名を明記のうえ提出して下さい。  
 ◆建設工事 市の指定様式または国土交通省・富山県の指定様式に準じたもの  
 ◆測量・建設コンサルタント 国土交通省・富山県の指定様式  
 ◆業務委託、物品納入等

◆「高齢者福祉入浴券」(障がい者福祉利用券)の利用可能入浴施設が変更になりました。  
 『喜久の湯』(下小泉町118番地)の経営終了に伴い、「高齢者福祉入浴券」・「障がい者福祉利用券」を利用できる入浴施設が変更になりました。  
 利用可能入浴施設  
 ◆市民交流プラザあいらぶ湯(吾妻町426番地)  
 利用者負担 140円  
 ◆みのわ温泉(養輪28番地) 利用者負担 昼間160円、夜間(午後6時~)70円  
 ◆塩湯(常盤町31番地) 利用者負担 無料  
 ※3施設とも利用者負担に変更はありません。  
 ▼問合せ先  
 福祉介護課(内線393・397)

行政評価の実施状況についてお知らせします

市では、行政改革の一環として行政評価に平成20年度から取り組み、平成21・22年度の2カ年間の試行を経て、平成23年度から本格実施したところです。

平成24・25年度は所属長による簡易評価を実施し、3年目にあたる今年度は本格実施を行いました。実施結果は、総合計画の進行管理に活用するとともに、来年度の予算編成に活用していく予定です。

事業の目的  
 ◆市民の視点に立った成果重視の行政運営  
 ◆限りある行政資源の有効活用  
 ◆職員の意識改革と政策立案能力の向上

実施結果の概要 平成25年度の361事業について一次評価を実施し、その中で、総合評価の低かった6事業について二次評価を実施した結果、維持3事業、統合1事業、縮小1事業、廃止1事業という評価結果になりました。

行政評価とは、限られた財源を有効に活用し、市民にとってどのような成果が得られたのかなどの視点から評価・検証を行い、効率的で質の高い行政運営を実現するための手法の一つです。



▼問合せ先  
 企画政策課(内線222)

平成26年度行政評価 二次評価の結果(平成25年度事業の評価)

事業名	事業の目的・内容	二次評価結果		担当課
		事業の方向性	コメント	
みんなでつくる協働のまち推進事業費(一般協働事業)	地域コミュニティの再生・活性化のきっかけづくりとして、市域住民が主体となって取り組むソフト事業の推進を支援する。	維持	地域づくりに有効な事業であり維持すること。交付対象経費を拡大するなど、市民にとって使い勝手のよいものに改善すること。	企画政策課
みんなでつくる協働のまち推進事業費(特別協働事業)	危険な状態にある空き家・空き店舗などを、住民自らの手により危険な状態を回避する。	統合	類似事業と統合し、窓口を一本化すること。空き家対策は、旧市街地活性化推進検討委員会において、総合的に検討すること。	生活環境課
献血推進事業費	献血の普及促進を図る。	維持	新たな献血者確保対策、PR活動の方法について検討すること。	福祉介護課
青志会館管理運営費	主に働く青少年を対象として、仕事の後や余暇を利用して趣味や娯楽を楽しんだり、必要な知識や技術を学ぶことを目的として勤労青少年ホームを設置、運営する。	維持	類似施設の機能移転や、図書館の改修も含め、地区全体を見通して施設の今後のあり方を検討すること。	生涯学習課
遺児激励費	市内に居住するひとり親または両親の保護にかけ義務教育修了までの児童に対して、中学校卒業時にお祝い品を渡す。また、クリスマスの集いを行い、親子のふれあい、助け合いの心と自立への意識を高め、明日への活力につなげる。	縮小	支給対象者を死別・離別に限定するなど、見直しを検討すること。	子ども課
滑川市遺児福祉年金	市内に居住するひとり親または両親の保護にかけ義務教育修了までの児童に対して、市単独の遺児福祉年金を支給し、その児童の健全な育成を助長し、福祉の増進を図る。	廃止	他の支援制度も充実してきており、廃止すること。	子ども課

学校給食用物資納入業者の登録申請について

平成27・28年度の2年間に於ける学校給食用物資の納入業者として登録を希望される方は、登録申請をしてください。

- 登録品目
- (1) 野菜類
  - (2) 小麦粉およびその製品
  - (3) いも類およびその製品
  - (4) 砂糖類
  - (5) 油脂類
  - (6) 種実類
  - (7) 豆類およびその製品
  - (8) 魚介類
  - (9) 獣肉類
  - (10) 卵類
  - (11) 果実類
  - (12) 乳製品
  - (13) 海藻類
  - (14) キノコ類
  - (15) 調味料
  - (16) パンおよび米飯
  - (17) その他
- 登録条件
- ・納入日、納入時間を厳守できること。
  - ・学校給食に必要な量を確保できること。
  - ・衛生管理が徹底していること。

受付期間

1月7日(水)~21日(水)  
 ※登録申請に関する詳細については、左記までお問い合わせください。

▼受付・問合せ先  
 学校給食共同調理場  
 ☎475-13707